

別紙

諮問第1342号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28、29、30年度の東京都人事委員会勧告に関する以下の文書 <民間給与実態調査関係>職種別、役職別、企業規模別、学歴別、年齢階層別の平均給与月額が分かる資料（年齢階層が第6表より細かい2歳以下の区分のもの）、<公民比較関係>役職別、学歴別、年齢階層別の平均給与月額比較結果（実際の比較方式と結果の対応が分かるもの）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都人事委員会が平成31年3月29日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の東京都人事委員会勧告に関する文書のうち、「職種別民間給与実態調査（以下単に「民間給与実態調査」という。）に係る職種別、役職別、企業規模別、学歴別、年齢階層別の平均給与月額が分かる資料（年齢階層が第6表より細かい2歳以下の区分のもの）」（以下「本件請求文書1」という。）及び「公民比較に係る役職別、学歴別、年齢階層別の平均給与月額比較結果（実際の比較方式と結果の対応が分かるもの）」（以下「本件請求文書2」という。）について、作成及び取得しておらず存在しないとして、本件非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年8月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年8月3日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年6月24日（第218回第一部会）から同年7月15日（第219回第一部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 民間給与実態調査について

実施機関は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）8条、14条及び26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告を行っている。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている下で、その代償措置としての機能を有するものであり、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本に、公民較差の精確な算定を行い、その確実な解消を図り、適正な給与水準を確保するよう勧告を行うものである。

そのため、実施機関は、職員の給与を調査する東京都職員給与等実態調査及び民間従業員の給与を調査する民間給与実態調査を実施し、両調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与とを精確に比較し、一般職の職員の給与の改定について、議会と知事に対し勧告を行っている。また、民間給与実態調査の結果について、統計資料として冊子「都内における民間給与の実態」を発行し、公表している。

民間給与実態調査は、一般職の職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するもので、実施機関のほか、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会が共同で実施する。調査対象は、都内に所在する調査対象産業の事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所の調査母集団から、一定数の事業所を無作為に抽出しており、実地調査を行っている。

イ 公民比較について

一般に給与は、職種、役職、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、職員と民間従業員の給与比較においては、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする職員と民間従業員の4月分の平均給与を対比させ、それぞれ各区分の職員数を乗じた総額を算出し、その総額をそれ

ぞれ職員総数で除した額をもって両者の給与水準を比較しており、その差を公民較差として算出している。なお、実施機関によると、平均給与の算出において、役職は5区分、学歴は役職ごとに4区分、年齢は学歴ごとに19から21区分とし、年齢の各区分は2歳刻みとしているとのことである。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

(ア) 本件請求文書1について

実施機関は、民間給与実態調査の結果に基づき、統計資料として冊子「都内における民間給与の実態」を毎年作成しており、このうち第6表は、事務・技術関係職種について、職種別、企業規模別、学歴別、年齢階層別に平均給与月額を集計した資料で、年齢階層を5歳刻みとしている。本件請求文書1は、第6表に相当する資料で、年齢階層が2歳以下の刻みであるものを求めるものと認められる。

審査請求人は、ラスパイレス方式による公民較差の算出において年齢区分を2歳刻みとして比較しているのであるから、比較の前提となる民間給与実態調査の結果に基づき作成された上記の第6表について、5歳刻みだけでなく2歳刻み又は1歳刻みの文書が自ずと発生するはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、上記の第6表は統計資料として従来から5歳刻みで作成しており、2歳以下の刻みで統計資料を作成する必要はなく、実際に作成していないと説明する。また、ラスパイレス方式による公民較差の算出に当たっては、役職は5区分、学歴は役職ごとに4区分、年齢は学歴ごとに19から21区分としたそれぞれの区分の職員と民間従業員のデータを処理するため、電算処理により公民較差を算出しているが、必要なのは算出した結果のみであることから、算出過程について帳票等の文書を作成することはないとのことである。

審査会が事務局をして確認させたところ、前記アのとおり、実施機関が行った民間給与実態調査の結果について、冊子「都内における民間給与の実態」として統計資料が作成されており、平成28年度以降の冊子を確認したところ、第6表として、職種別、企業規模別、学歴別、年齢階層別の平均給与月額が5歳刻みの統計とされていることが確認できた。

また、ラスパイレス方式による公民較差の算出は電算処理により行っており、その際、必要なのは算出した結果のみであることから、算出過程について文書を作成

することはないとの実施機関の説明にも不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が第6表のほかに2歳以下の刻みによる統計資料を作成する必要はなく、実際に作成していないとの説明は首肯できるものであり、実施機関が本件請求文書1について不存在を理由として非開示としたことは、妥当である。

(イ) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、ラスパイレス方式による公民較差の算出過程における情報を求めるものと認められる。

実施機関は、前記(ア)のとおり、公民較差の算出は電算処理により行っており、また、必要なのは算出した結果のみであることから、算出過程について文書を作成することはないと説明している。

審査会が更に確認したところ、公民較差の算出過程において、職員と民間従業員の役職、学歴、年齢の各区分における平均給与を比較する必要はなく、仮に比較結果に係る情報を出力するには、現在の電算処理では行っていない別途の処理を新たに実施することとなるとのことであった。

実施機関によるこれらの説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求文書2について不存在を理由として非開示としたことは、妥当である。

以上のとおり、本件開示請求に対し、実施機関が本件請求文書1及び2の不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子